

教私第3638号
平成31年3月8日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園・認定こども園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による
改正後の労働安全衛生法の解釈等について（通知）

標記について、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長、同省初等中等教育局財務課長、同省同局健康教育・食育課長及び同省高等教育局高等教育企画課長から通知がありましたので、お知らせします。

本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただきますようお願いいたします。

【ホームページアドレス『私立学校（園）向けのお知らせ』】
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/info/index.html>

大阪府教育庁私学課
検査・指導グループ 井上
TEL 06-6941-0351（内線 4882）